

凡例

- 一 この書近世の字を冠^{かうむ}らしむるは¹、此の地寛文²の比東^{ころ}*蝦夷地³シヤクシャイン⁴といへる者有^{あり}、明和⁵の比岩内^{いはない}のワシマ⁶、天明、寛政⁷に及びアツケシ*場所⁸なるヲツキニ婆⁹、イコトイ¹⁰、チキリアシカリ¹¹、アブタ場所¹²なる*酋長サカナ¹³、北蝦夷地なるヤエンクル¹⁴^{いづ}等何れも豪気

¹ 冒頭の一節は、まず書名の「近世」の語を説明し、次に「人物誌」を説明する。なお、「近世」は時代区分の「近世」の意ではなく、ただ執筆時期に近い時代の意である。

² 寛文年間（1661-1673）。

³ 用語集参照。以後、*印を以って表示。

⁴ シヤクシャイン（?-1669）は東蝦夷地シブチャリ（現・新ひだか町静内）の有力者で、寛文九年（1669）に蝦夷地南部で松前藩に対して起こした近世最大のアイヌの闘いである、いわゆるシヤクシャイン蜂起の指導者。和議の後の宴会で謀殺された。

⁵ 明和年間（1764-1772）。

⁶ イワナイは現・岩内町。ワシマはその地方の有力者であったが、正確な年代などは不明。『丁巳日誌』の五月九日の項（上、122-123、同書、第4ページに松浦の自筆日誌の写真あり）にワシマについて記述と彼の系図がある。それによれば、そのもとの名はシユクセエヘンクルで、寛保年間（1741-1743）のヲタルナイの「蝦夷蜂起」の際、奥地のアイヌがそれに合流しようとしたのを止めさせた功績で、松前家から「ワシマ」という名前を賜ったという。その系図によれば、安政の現在より三代前の人物で、明和年間（1764-1772）前後まで活躍した可能性がある。

⁷ 天明年間は1781-1789年、寛政年間は1789-1801年。寛政元年にまず国後島、ついで対岸の根室のメナシ地方で*松前藩及び場所の請負商人に対するアイヌの不満が一斉に爆発して蜂起に及んだ。松前藩はクナシリの有力者ツキノイ、アツケシの有力者イコトイらの協力を得てそれを鎮圧し、蜂起に参加したアイヌ三十七人を同年七月二十一日ノッカマップで処刑した。これは和人支配に対するアイヌの最後の蜂起であった。

⁸ 東蝦夷地アツケシ場所で現・釧路管内厚岸郡にあたる。

⁹ チキリアシカリ（チキリアシカイ）のこと。ツキノイ（ツキノエ）の妻で、ツキノイ婆（またヲツキニ婆）と称された。イコトイの母。蠣崎波響筆『夷酋列像』に画像のある唯一の女性。（『夷酋列像 蝦夷地イメージをめぐる人・物・世界』（北海道歴史博物館2015）参照。

¹⁰ アツケシの総乙名で、ヲツキニ婆の子。親子ともに蜂起の鎮定に功があったので、『夷酋列像』に画像がある。

¹¹ ヲツキニ婆のこと。松浦はチキリアシカリをヲツキニ婆とは別人と思っらしい。

¹² 噴火湾の北沿岸、現・胆振管内虻田町にあった。

¹³ アブタの有力者。アイヌの伝承に出る英雄で、十八世紀に実在した人物をもとにしているらしい。佐々木利和「酋長サカナの物語」（同『アイヌ史の時代へ』北海道大学出版会2013年）参照。

¹⁴ 『人物誌』1.30 首長シトクルランケの父で、樺太西海岸の有力者であったヤエンクルアイノのことであろう。

義勇にて頗る言行¹⁵有。余処々孝子または困苦の輩、挙て算え難しといへども、其^{その}シヤクシャインの事は蝦夷乱興廢記、シヤクシャイン乱妨記等いへるもの^{その}其余種々有。又ワシマなるものゝ事は西蝦夷地一乱始末、岩内場所聞書、諸届調日記等、またアツケシのヲツキニ婆、イコトイ等の事に及びては寛政元年蝦夷乱發起次第、クナシリ島蝦夷乱記、蝦夷乱諸届書、同始末、同物異名の書^{とお}十を以て算ふ¹⁷に至る。其^{その}外場所々々の記録より抜粋する時は数十人、是又一編の著書に編輯するに余り有。依て是は他日の業に譲り置。去る甲辰《弘化元年》の年¹⁸始て蝦夷地に踏入、今丁巳《安政四年》¹⁹の年に及び、十四年中邂逅し^{かいこう} 審^{つまびらか}にする処の者と年月遠く^{すぎざる} 不過もの等を^{あぐ} 挙げば、此二字に及ばん。人の言行は棺^{くわんくわく} 槨をおはざる間は談じ難し²⁰とは、蒿蹊、花顛子等が見識²¹なりといへども、其^{その}見識は内地の事にて、是は風雲万里海外の事なれば中々人の耳駢る事もなく、また二度と邂逅^{ちなみ}の因縁も有^{あり}や否や計り難ければ、余一度だにも是を聞見する時は其行衆夷に訂し²²、聊^{いささか} 僞りなくんば是をしるす。依て此二字を冠らしめ、人物志の字たるや²³、此地の者詩歌連俳等の^{わざなき} 技無が故に、其等に附て一時

¹⁵ 記録に値するような発言や行動。

¹⁶ シヤクシャインの蜂起については、現在に伝わる同時代の種々の記録がある（『北方史史料集成』第四卷（北海道出版企画センター1998）にほぼ完全に収録）が、松浦が挙げる諸書名と同定出来るものは存在しないようである。

¹⁷ 正しくは「算ふる」であるが、松浦は多く下二段動詞の場合、終止形を体言に連なる形としても使っている。以下注記しないが圈点をほどこす。「編者の凡例」参照。

¹⁸ 弘化元年（1844）。

¹⁹ 安政四年（1857）は、松浦が五回目の蝦夷地旅行を果たした年。

²⁰ 「棺」はひつぎのこと。中国では棺はうち棺、槨はそと棺の意。ここは中国の諺「蓋棺事定」をふまえている。

²¹ 伴蒿蹊（1733-1806）の『近世畸人伝』（寛政二年、1790年刊、五卷）および三熊花顛（1730-1794）のその続編（寛政十年刊、五卷）は、松浦が『人物誌』執筆の際に模範とした書である。正編の「題言」で著者蒿蹊は「なべて人の一生は棺をおほふて後さだむべければ也」という（『近世畸人伝・続近世畸人伝』、平凡社 1972、p. 11）。

²² その人の行為を他のアイヌに聞いて確かめたということ。

²³ 当時「人物誌」という名称は主に同時代の文化人の名簿のようなものをいった。京都の『平安人物誌』（1782年から1867年まで八回出版）などはその例。

名を四方に^{よもあぐ}挙るものなし。只^{この}此地の人物は忠孝五常の道²⁴を具し、豪
 気勇傑のもの也。然るに其徒^{その}多くは貧窮の輩多し、人は貧しくして其^{その}
 行^{あらはる} 顕ること²⁵是少なからざればなり。小子²⁶又江戸に有るや、一机
 一硯^{いつけん}是に加ふに^{わづか} 僅に一箇の土鍋を以て居を四方に^{もつ} 転じ、朝^{あした}に花街の
 楼^{やど}に^{ゆふべ} 舍りし、夕^{ぼくてい}に^{その} 瀬堤²⁷へ月の為に^{さるわか} 寓し、猿若の顔見世、両国の戯火
²⁸、有る時は一劍を^{よこた} 横ふと^{なき} 雖も^{おびず} 無時は不帶、只其不^{そのあらたまざる} 革^ふは冬日の一褐^{いつかつ}
²⁹、三伏^{なつ}³⁰の一裘^{いつきゆう}³¹のみ。然るに^{かたじけなく} 忝^かも^{この} 彼地の^{こうじゆ} 洪儒、文人、^{むせき} 無籍、
 放蕩、^{ゆう} 遊治郎、^{また} 復諸侯公子、^{けいしやううんかく} 卿上雲客³²に到るまで、我の^{われたる} 為我こと³³
 を^{きき} 聞、姓名をし^{すくな} らるもの^{あり} 少^{この} ならず^{きた} 有しに、此地へ^{かたじけなく} 来るや^{あたたか} 忝^きも^{あく}
^{あたたか} 温^きに^{くら} 衣て^{いささ} 飽まで^{つらな} 喰ひ、^{よつ} 聊^{われわれたる}か^{よつ} 小臣の列に^{つらな} 班^{よつ}る³⁴に^{よつ} 依て^{われわれたる}か^{よつ} 我^{よつ} 為^{われわれたる} 我^{よつ} こと
 を^{まぬかれ} するものなし。是窮の一ツを^{まぬかれ} 免^{まぬかれ}しを以てか。³⁵

- ²⁴ 儒教で人が常に守るべき道とされた仁義礼智信という五常に近世日本の日常的
 道徳として最も重要な忠孝を付け加えたもの。
²⁵ 諺「家貧しくして孝子顕わる」をふまえているか。『明心宝鑑』（中国明代
 の箴言集）などに見える。
²⁶ 自分をへりくだって言うことば。小生。
²⁷ 隅田川（墨水）の堤。隅田川の東岸の向島の堤か。
²⁸ 「猿若」は天保改革以後歌舞伎などの芝居小屋が集められた江戸随一の娯楽
 場、猿若町のこと。「戯火」の読みは「ざれば」か「はなび」か。石水本は
 「猿若の翁渡し堀の内の千部会」とある。
²⁹ 粗い毛や麻で作った粗末な服。
³⁰ 酷暑の時期をいう。夏至のあとの第三、第四の庚（かのえ）の日をそれぞれ
 初伏、中伏、立秋の後の最初の庚の日を末伏といい、合わせて三伏と称する。
 振り仮名は道庁本による。
³¹ 元来は「かわごろも」のこと。『荘子』（「天下」）に「裘褐」という熟語
 があり、「質素な衣服」と説明される。よって、ここでは「裘」も「褐」も
 同じ意味に使われ、ただ、対句をつくるため、二語に離され、冬と夏に宛て
 られたと思われる。一年を通して粗末な服で過ごすの意。
³² 「洪儒」は大学者のこと、「無籍」は無宿の人、「遊治郎」は酒と女にふけ
 る人、諸侯は大名、公子は貴公子のことであるが、ここでは位の高い人をい
 い、「卿上雲客」も位の高い人の意。松浦はここに社会の様々な階層の人々
 をあげている。石水本は「洪儒文人無籍放蕩幫間俳優博徒並に諸侯公子月卿
 雲客」とある。
³³ 『孟子』に二回出る表現（公孫丑上9、万章下10）「爾為爾、我為我」
 （爾は爾たり、我は我たり）を踏まえている。
³⁴ 安政二年（1855）に全蝦夷地が幕府直轄となり堀利熙が*箱館奉行に任命され
 たとき、松浦も蝦夷地御用として雇われ、向山源太夫（箱館奉行支配組頭、
 向山栄五郎の父、「叙」註26参照）の下で働くようになった。
³⁵ 自分は昔江戸で貧しかったが、自由の身で、交際範囲もひろく、自分の人とな
 りが社会の様々な階層の人々に知られていた。しかし、今蝦夷で下っ端の

一 其大概蒿蹊の近世崎人伝、花顛子が同統編等に聊か倣らひて忠孝貞操³⁶を主とし、篤行³⁷、惇撲、英雄、豪傑また風顛無懶³⁸の徒に到るまで誌るすに、彼崎人伝は内地の事にて某州某郡某といへる村等書て聊か不辨³⁹ものなしと雖も、先此地の事は某場所とすれども、何程遠近なる処なるや、また西に有るや東に在るや、人住る処か人住ざる処かも分ち難きが故に、甚蕪雜³⁹に有と雖も、先其地は如何成処、何程里程も有る等其大略を挙、次に人物の事を誌るすに、如何とも無用に比すべきものゝ様に思され、四方の才子は一笑にも若し供されもやすらんと思ひ侍れども、我が意蝦夷の事をしるすには先其地勢を以てすは、是元を立てゝ⁴⁰の微意なり。又敢て地勢をしらさまほしとの意無にしもあらざるなり。

一 此書振、*土人の甲子⁴¹をしるすに皆丁巳⁴²の*人別帳に当、行年⁴³を以てす。然りといへども、去る辰年⁴⁴の事クトウ場所⁴⁵のクワンレキ⁴⁶、ビクニ場所⁴⁷のエコマ⁴⁸等の如きは、皆去る辰年の行年なり。然は有れども、其記歳*運上屋の勝手に依て、幼きものは極幼なき様に記して給代⁴⁹を倍ざる一計となし、長寿の者は其行歳を減じて老養の手当⁵⁰を不出の謀も無にも有らざれば、記す行歳には聊相違無とも申が

役人になって、安定した生活が送れるようになったので、かえって誰も自分の人となりを知らなくなった。これは貧窮から逃れられたせいであろうか。

³⁶ 石水本は「忠孝直人」とある。

³⁷ 人情に厚い行い。

³⁸ 「風顛」は考えや行動が正常でない人、「無懶」はならずもの。

³⁹ 非常に繁雑である。

⁴⁰ 基本的なことから述べる。

⁴¹ 甲子は干支（えと）の第一で、ここでは年齢の意。

⁴² 註 19 参照。

⁴³ 生まれてこのかたの年。年齢。

⁴⁴ 安政三年（1856）。

⁴⁵ クドウ場所。西蝦夷地最南端の場所。現・後志管内大成町の内。

⁴⁶ 1.25「窮民クワンレキ」参照。

⁴⁷ ビクニ場所。積丹半島に置かれた場所。現・後志管内積丹町の内。

⁴⁸ 自筆本は「エコニ」。1.27「酋長エコマ」参照。「エコマ」に統一。

⁴⁹ 「給代」は通常アイヌの労働に対する給与をいうが、ここでは*介抱の一種をいっているようである。

⁵⁰ 用語集「介抱」参照。

たし。

- 一 書体雅ならず、俗ならず、文を飾らず、只其信をしらさんと欲せばなり。其稿当月⁵¹中旬に筆を起し、今日夕稿漸々なる。依て別しても勿卒⁵²のとなり⁵²せば、重言誤語⁵²少なからず、又卷中画を聊か加ふ。只秃筆⁵³の尽し難き処⁵³と、蝦夷の事忌らひの有司⁵⁴の手にもし披閱せられしともその時其欠伸を慰し給ふとの微意なればなるべし。また事の実事を⁵⁵審にせんが為に、*請負人、*支配人、*番人等の名をも加ふ事有。其名の輩もし是を閱し給ふ有司の門に出入すること有りといへども、心に懸給ふことなかれ。然は有れども、余は是を精く見、審に聞てしるせし事なれば、聊か事実に相違無れば、敢て膝栗毛、妙々奇談⁵⁵のものにあらず。依て臥遊⁵⁶に供し給ふことなかれ⁵⁶。
- 一 此稿なるや、或人来て曰、此書三分が一は蝦夷の風土記、一は人物志、一は余が悪言なりと。余答て曰、其一なるや悪く云時は悪言、褒て是を云時は余志有り⁵⁷と云べし、是を公に目する時は怨言⁵⁷、何れか是ならん、其三つの中に有とす。余按ずらく、韓の潮南に遷せられ⁵⁸、蘇の浙北に遷せらるや⁵⁹、皆其三つの彷彿とし⁶⁰、尋常たる有司

⁵¹ 安政四年十二月。

⁵² とりわけあわただしく書きあげたこと。

⁵³ 文章が下手なために言いつくせないところを補うため。

⁵⁴ 振り仮名は道庁本による。

⁵⁵ 十返舎一九の滑稽本『道中膝栗毛』（文化十一年（1814）から文政五年（1822）まで刊）及び同時代の学者を風刺した大河原亀文（周滑平）の滑稽本、『妙々奇談』（文政末年刊）のような娯楽的な読み物をあげて、『人物誌』のそれらとのちがいを強調している。

⁵⁶ 寝転んで読んで楽しむような娯楽的な読み物として扱わないで欲しい。

⁵⁷ 私を悪く思う人は私が悪口を言っていると言い、よく思う人は志を述べていると思い、役人たちは恨み言を述べていると思うでしょう。

⁵⁸ 韓愈は 819 年に有名な『諫迎仏骨表』で皇帝の仏教優遇政策を批判したので、潮州（今の広東省の北東）に左遷された。

⁵⁹ 蘇軾（蘇東坡）は王安石の政策を批判したので 1079 年に黄州（現在の湖北省）に左遷され、1085 年に赦されて京に帰ったが、再び 1094 年に惠州（現在の広東省）に、更に海南島に左遷された。1101 年に赦されて帰京の途中、常州（現在の江蘇省）で没する。松浦は潮南・浙北をふくむ対句を作るため、遠い南の左遷地には言及せず、終焉の地（常州は浙江省の北にある）をあげる。

⁶⁰ 中国のこの二人の文人の発言も悪言、有志、怨言の三要素を含んでいた。

の銀海^め⁶¹に不分明なるの意気より起る^{よつ}⁶²。依て余も是を筆し、聊か老婆
心を吐露し置や、破羅山の三秋⁶³を懸念なさざると云にも有らず⁶⁴。

こひねがはく
睎願は

在上の君子⁶⁵其一事は寛赦せよ⁶⁶。

安政四 《丁巳》 の除夜⁶⁷、箱館の馬頭^{みなと}⁶⁸なる多氣志楼⁶⁹南窓下におゐて

勢陽⁷⁰ 松浦弘誌

おのづからをしへにかなふえみしらがこゝろにはちよみやこかた人⁷¹

⁶¹ 読みは道庁本に拠る。「銀海」は道教の用語で「眼」の意味。もともとは道教の用語だが、ここでは蘇軾の詩「雪後書北大壁二首」から引用したと思われる。同じ単語は「人物誌」初編の「兄弟の豪勇」（1.1、吉田版、p.15）に使われる。

⁶² 考えてみるとこの中国の古人が流刑に処せられたのも、役人が彼等の言わんとしたことが、はっきりとは分らなかったために起ったことである。

⁶³ ふり仮名は石水本に拠る。バラサンは現・釧路管内の厚岸湾に面したバラサン岬。松浦作成の「東西蝦夷山川地理取調図」に「バラサン」とある。武四郎は僻地に流される覚悟をしていると明言する。三秋は三回の秋で三か年のこと。

⁶⁴ 石水本は「懸念なきにしもあらず」。

⁶⁵ 「在上の君子」の字は自筆本では平出して特別な尊敬が払われている。幕府の位の高い役人、とくに箱館奉行を指すか。2.1を参照。

⁶⁶ 大目に見て許してくれるように。

⁶⁷ 安政四年の大晦日のこと。西暦1858年2月13日にあたる。年号は台頭している（普通の行より上に出て、更に高い尊敬をあらわす）。

⁶⁸ 振り仮名は『北蝦夷餘誌』（吉田、『紀行集』、下p.561）に拠る。

⁶⁹ 「多氣志楼」は「気が多い」と「志がある」をほのめかす。石水本は「破氣志郎」。いずれも「武四郎」をもじった戯れの齋号。

⁷⁰ 伊勢の国。

⁷¹ 自然に道徳（儒教倫理）にのっとっているアイヌを見て反省せよと和人に呼びかけている歌。「えみし」は古代日本の北に住んだ異民族。